

必要書類と提出方法等について

同封の「令和7年4月分以降の児童手当について」とあわせてご確認ください。

必要書類チェック

「該当のお子さま」を令和7年4月以降も
監護（相当）※しますか

※監護（相当）とは、お子さまのめんどろをみている（経済的負担をしている）ことをいいます。お子さまの進学、就職、婚姻等の状況は問いません。

書類の提出は不要です

令和7年4月分以降の児童手当について、「該当のお子さま」は児童手当額算定時の児童等人数には含まれません。（第3子以降加算の対象となりません）



はい ↓

「該当のお子さま」に、高校3年生相当※
のお子さまはいますか？

※生年月日が平成18年4月2日～平成19年4月1日

同封の書類（1種類）を提出してください

①「監護相当・生計費の負担についての確認書」



はい ↓

同封の書類（2種類）を提出してください

- ①「監護相当・生計費の負担についての確認書」
- ②「額改定請求書」

<記入時の注意>

- ①「監護相当・生計費の負担についての確認書」は、同封の「令和7年4月分以降の児童手当について」に印字されているお子さまについて記入してください。
- ②「額改定請求書」は監護（相当）する22歳年度末までのお子さま全員を記入してください。

提出方法

同封の返信用封筒でご郵送いただくか窓口（世田谷区役所子ども家庭課または各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課）にて提出してください。

なお、電子申請も可能です。電子申請については以下をご確認ください。

【電子申請について】

電子申請をする場合は、受給者本人のマイナンバーカードをご用意のうえ、右の二次元コードからアクセスしてください。



<注意点>

- ・電子申請をする場合は、「該当のお子さま」の生年月日にかかわらず、「額改定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。なお、電子申請の「額改定請求書」は、同封の様式とは異なります。
- ・支給要件児童数を入力する際は、監護（相当）する22歳年度末までのお子さま全員の人数を入力してください。同封の「令和7年4月分以降の児童手当について」に印字されているお子さまの人数ではありません。
- ・「額改定請求書」はフォームに入力となりますが、「監護相当・生計費の負担についての確認書」は添付書類となりますので、同封の「監護相当・生計費の負担についての確認書」にご記入の上、カメラ機能またはスキャナー機能を使用して、アップロードしてください。

提出期限：令和7年4月15日（火）必着

お問合せ先

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課 子ども医療・手当担当
〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 / TEL 03-5432-2309

よくある質問

Q1 必要書類を提出しない場合は、児童手当の支給額にどのような影響がありますか。

A1 令和7年4月分から、「該当のお子さま」は児童手当の金額を決定する際の児童等人数に含まれません（第3子以降加算の対象となりません）。そのため、**児童手当が減額となります**。

Q2 提出期限を過ぎて書類を提出した場合は、児童手当の支給額にどのような影響がありますか。

A2 **提出日の翌月分**から、「該当のお子さま」を児童手当の金額を決定する際の児童等人数に含めます。（提出日の翌月分から第3子以降加算が適用されます。）

例えば、令和7年4月16日に書類を提出された場合、第3子以降加算の適用は5月分からとなるため、4月分は第3子以降加算が適用されず手当額が減額します。

Q3 「該当のお子さま」について令和7年4月以降の進学先または就職先が決まっていない場合は、どうすればよいですか。

A3 受給者が「該当のお子さま」を引き続き監護（相当）するのであれば必要書類を提出してください。この場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」中の、職業等は「無職」または「その他」を選択してください。確認書による申立て内容から変更が生じた場合（記載事項のうち未定であったものが確定した場合も含む）には、ご連絡ください。

Q4 毎年、書類の提出が必要ですか。

A4 18歳年度末経過後22歳年度末までの監護（相当）するお子さまについて、「監護相当・生計費の負担についての確認書」中の「職業等」で「無職」または「その他」を選択した場合は、22歳年度末までの年1回、監護状況を確認させていただきます。6月頃、対象の方に「現況届」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」を送付しますので、該当する場合は期限までに提出してください。

<支給額（児童1人当たり）>

年 齢		月 額
第1子・第2子	0歳～3歳未満（3歳誕生日の月まで）	15,000円
	3歳～高校生相当世代（18歳年度末まで）	10,000円
第3子以降	0歳～高校生相当世代（18歳年度末まで）	30,000円

※第何子かは、監護（相当）している22歳到達後最初の年度末までの児童等を含めて数えます。

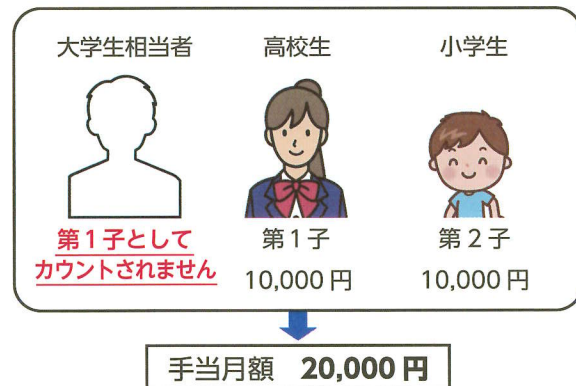
<第3子以降加算の適用について>

必要書類を提出期限までに提出していただくと、令和7年4月分以降も第3子以降加算が適用されます。

●第3子以降加算が適用される場合



●第3子以降加算が適用されない場合



※大学生相当者とは、18歳到達後最初の年度末を迎えた方から22歳到達後最初の年度末を迎えるまでの間にあたる方をいいます。

令和7年4月分以降の児童手当支給額については、受給者宛に4月下旬以降順次通知でお知らせします。

本手続きについては、
世田谷区ホームページでも
ご案内しております。

